



平成 24 年 2 月 15 日

各 位

東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
(コード番号:3772 東証マザーズ)
(URL <http://www.dreamvisor.com/>)
代表者 代表取締役社長 奥 山 泰
問合せ先 アドビ・ホールディングス 部長 柴崎 慶一郎
電 話 番 号 03-6212-5270

(訂正)「あかつきフィナンシャルグループ株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び資本提携に関する基本合意書締結のお知らせ」の一部訂正について

当社が平成24年2月10日に開示いたしました「あかつきフィナンシャルグループ株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び資本提携に関する基本合意書締結のお知らせ」に参考資料として添付いたしました、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成24年2月10日付「ドリームバイザー・ホールディングス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下、「本プレスリリースの参考資料」)の記載内容について一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【本プレスリリースの参考資料4頁】

(訂正前)

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

<以下省略>

(訂正後)

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

<以下省略>

【本プレスリリースの参考資料10頁】

(訂正前)

(本公開買付価格の公平性を担保するための措置)

i. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<以下省略>

(訂正後)

(本公開買付価格の公平性を担保するための措置)

i. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<以下省略>

【本プレスリリースの参考資料11頁】

(訂正前)

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,000株	3,219株	4,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,300株、買付等を行った後における所有割合33.03%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) <以下省略>

(訂正後)

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,000株	3,219株	4,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,219株、買付等を行った後における所有割合33.03%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) <以下省略>

【本プレスリリースの参考資料12頁】

(訂正前)

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,300株、買付等を行った後における所有割合33.03%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

<以下省略>

(訂正後)

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,219株、買付等を行った後における所有割合33.03%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

<以下省略>

以 上